

「ゾーン30」ってどんなもの

鈴鹿市議会
生活福祉委員会

ゾーン入口の標識

ゾーン30とは

「ゾーン30」とは、生活道路における交通安全対策の一つで、ある一定の範囲内(ゾーン)の生活道路について歩行者等の安全を確保するための事業です。

ゾーン内は原則として、自動車の最高速度を30km/hに設定し、歩行者等の通行を最優先に考えます。また、ゾーン内の通過交通を可能な限り抑制することを目的とします。

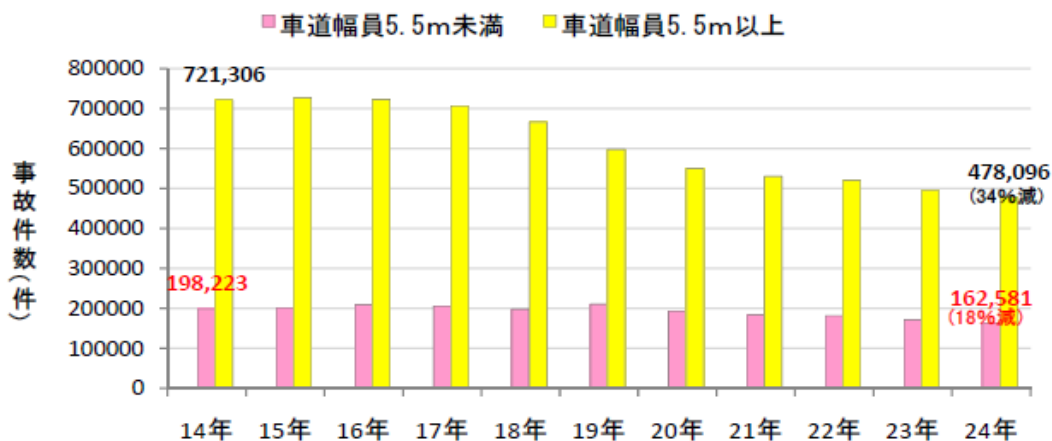
ゾーン内の最高速度を30km/hに規制することから、「ゾーン30」と名付けられています。



生活道路対策の必要性

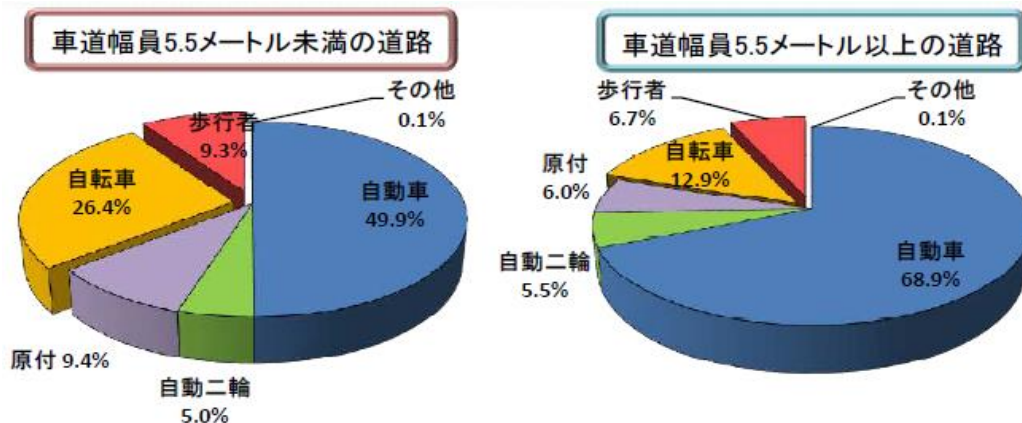
- 平成24年において車道幅員5.5メートル以上の道路における交通事故件数は10年前と比較して34%減少しているのに対し、生活道路と考えられる車道幅員5.5メートル未満の道路における交通事故件数は18%の減少にとどまっています。

※生活道路とは、一般的には、人の日常生活に密着している住宅地域、学校周辺地域、商業地域等の生活ゾーン内道路のことです。



車道幅員で見た交通事故の発生状況

- 幹線道路に比べて生活道路では、交通事故死傷者全体に占める歩行中の死傷者や自転車乗用中の死傷者の割合が高くなっています。



道路幅員別・状態別の交通事故死傷者の構成率(平成24年中)

「ゾーン30」における主な対策

1 どんな場所で？

市街地等から、2車線以上の幹線道路又は河川、鉄道等の物理的な境界で区画された場所を選定しています。

2 何をするの？

ゾーン内をすり抜ける自動車の進入を抑制するために、公安委員会による交通規制と道路管理者による対策を併用することが効果的です。

○公安委員会による交通規制

「止まれ」の白線やゾーン入口への標識の設置、一方通行など

○道路管理者による対策

「止まれ」の文字などの路面表示、カラー舗装、ハンプ(段差)の設置など

3 どのように？

事故の発生状況や交通状況、対象地域にお住まいの皆様のご意見等を踏まえ、この事業を進めます。

～対策のポイント～

○ゾーン内における走行速度の抑制

○通過交通(抜け道としての通行)の抑制・排除



交差点カラー舗装



路面表示(注意喚起)

「ゾーン30」Q&A

Q1 「ゾーン30」の速度規制は、一般的な速度規制とどのように違うのですか？

A1 速度規制は個々の道路(路線)ごとに実施するのが一般的ですが、「ゾーン30」では、区域を定めて速度規制を実施することで、対象区域内の道路に30キロの速度規制が適用されることとなります。

Q2 なぜ30キロ規制なのですか？

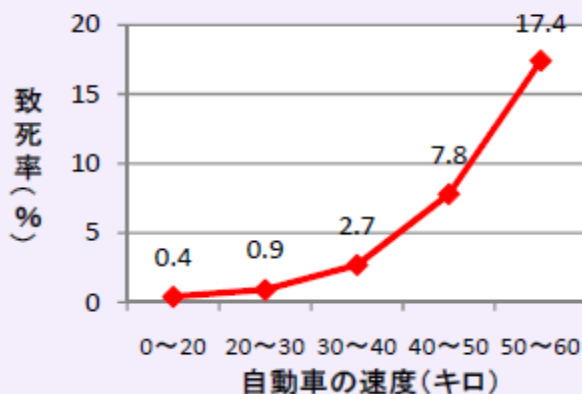
A2 右のグラフのとおり、自動車と歩行者が衝突した場合、自動車の速度が時速30キロを超えると、歩行者の致死率が急激に上昇します。

このため、生活道路を走行する自動車の速度を30キロ以下に抑制することとしたものです。

Q3 「ゾーン30」を整備する区域はどのようにして決められるのですか？

A3 交通量や交通事故の発生状況等をもとに、警察が道路管理者や地域の皆さんと協議・調整して決定する場合や、地域の皆さんからの御要望を踏まえて整備の必要性等を検討して決定する場合などが考えられます。なお、「ゾーン30」は、幹線道路等に囲まれている、生活道路が集まった市街地の区域に整備します。

自動車の速度と歩行者の致死率



注1 平成17年から21年中に幅員5.5メートル未満の単路で発生した人対車両事故の分析による。
注2 致死率とは、死傷者数に対する死者数の割合をいう。